

量的拡大と質の向上を 両輪に考える保育施設整備について

規制改革推進会議(保育・雇用WG)資料

平成29年10月18日

世田谷区 子ども・若者部
保育課
保育認定・調整課
保育計画・整備支援担当課

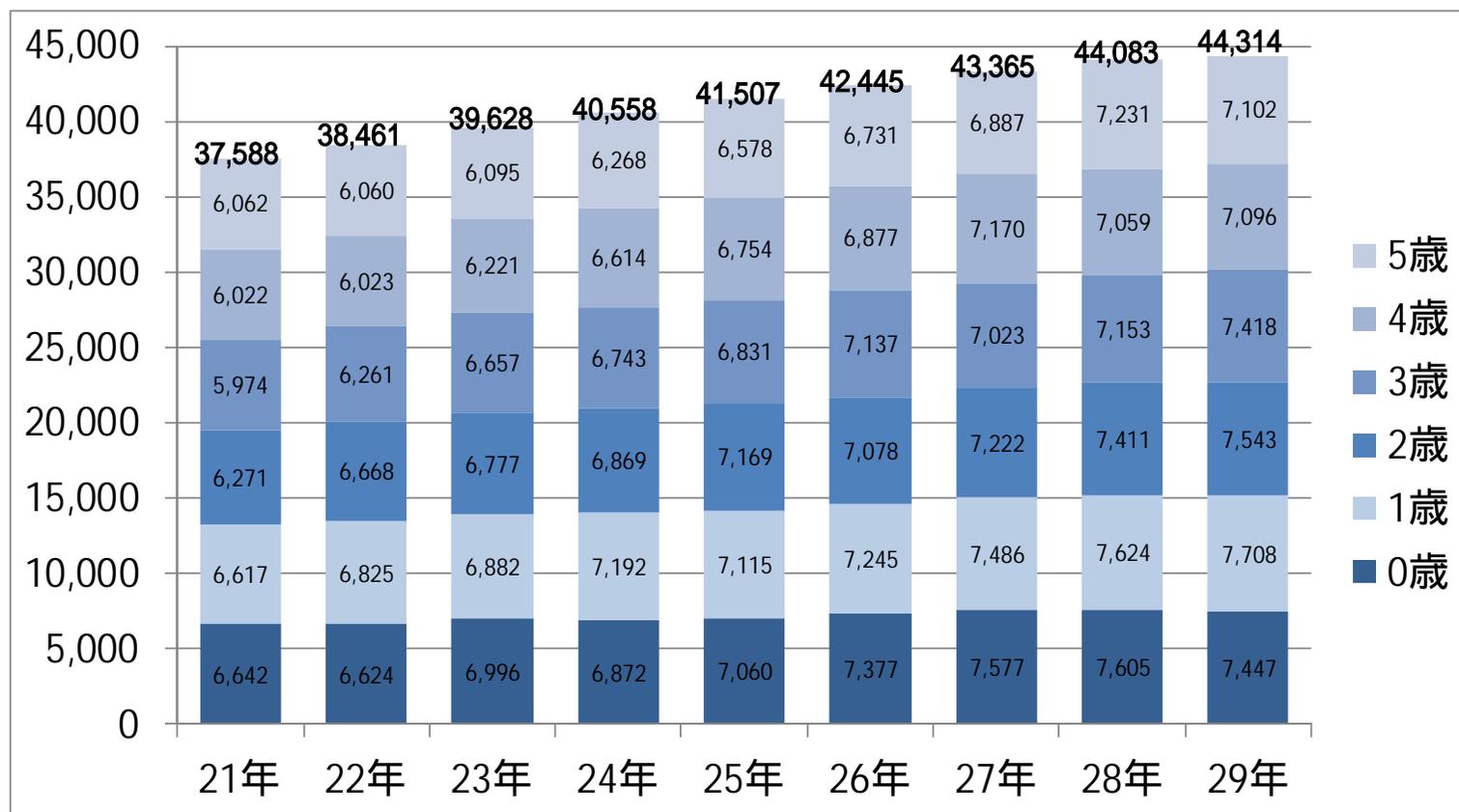
世田谷区のあらし

- i 面積：58.05km²
東京23区中第2位
- i 人口：896,057人（平成29年4月1日現在）
東京23区中第1位（山梨県や佐賀県と同規模）
- i 世帯数：470,579世帯（平成29年4月1日現在）
東京23区中第1位
- i よく耳にする世田谷の町：三軒茶屋・下北沢・二子玉川・成城など
- i 基本計画（平成26年度から10年間）めざすまちづくり像
：「子どもが輝く 参加と協働のまち せたがや」
- i 子ども計画（第2期）がめざすべき姿
：「子どもがいきいきわくわく育つまち」
- i 子ども・子育て応援都市宣言：平成27年3月3日宣言



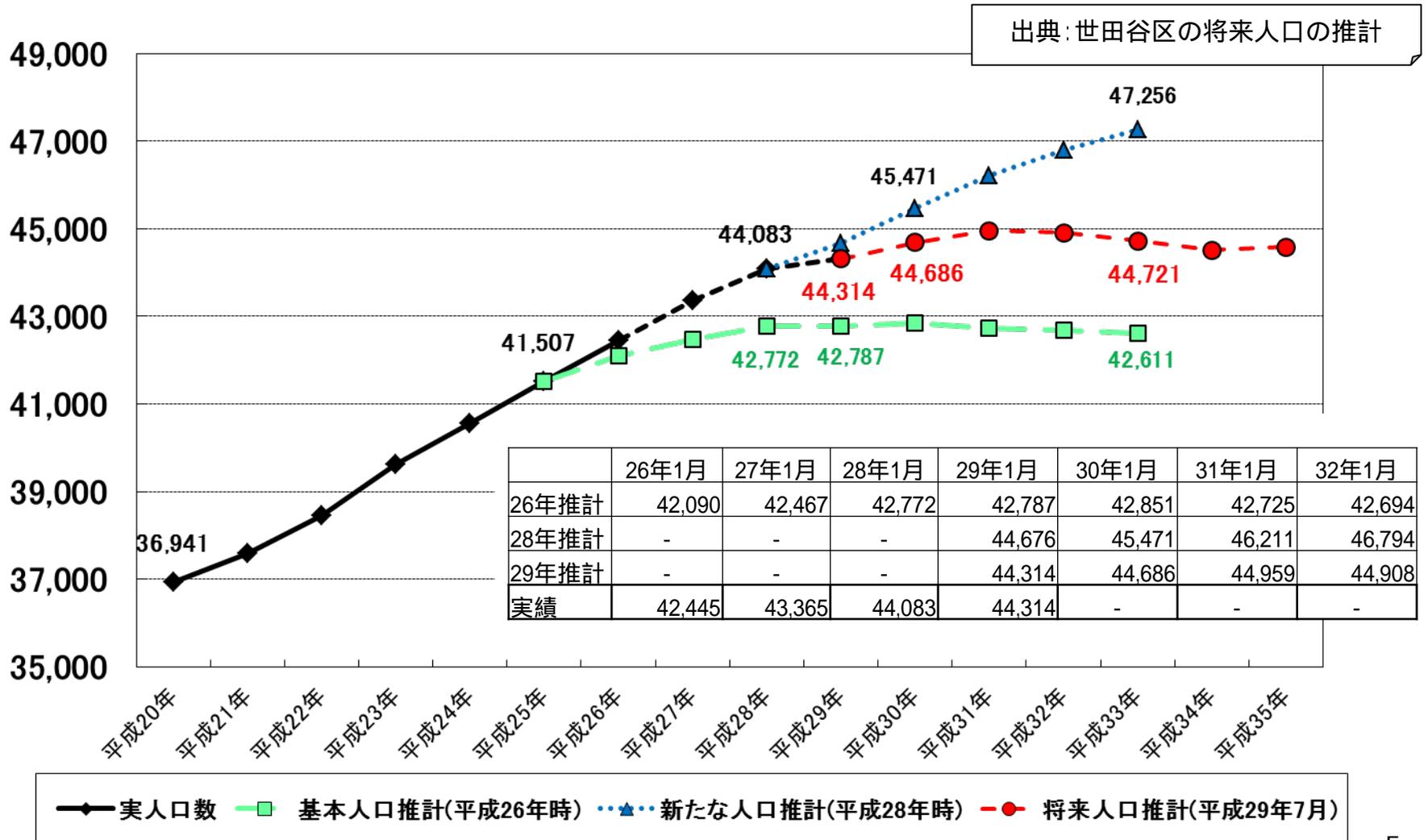
就学前人口・待機児童数等の推移と 今後の保育施設整備計画等について

世田谷区の年齢別就学前児童数の推移

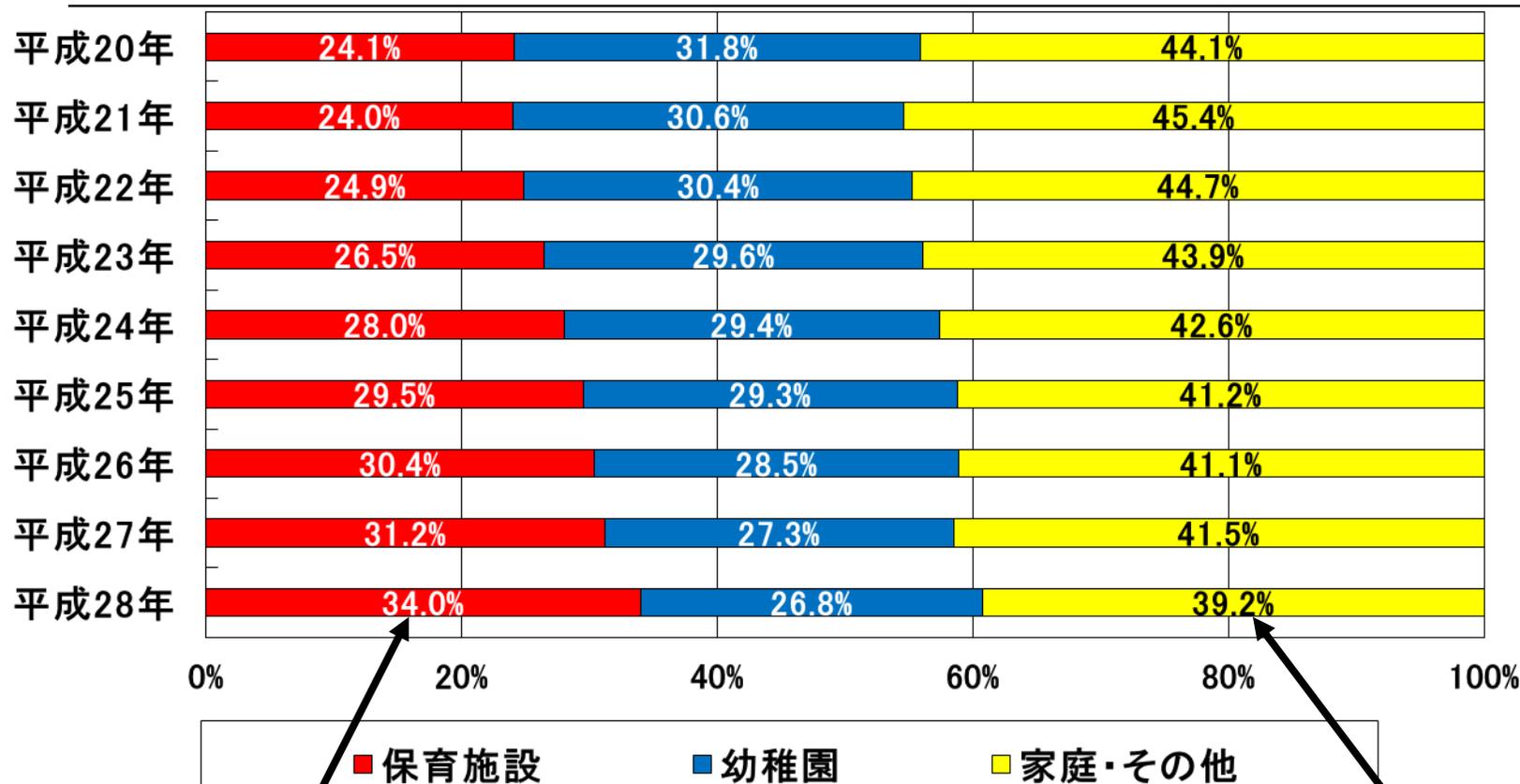


各年1月1日現在人口(外国人を除く)

世田谷区の就学前児童数の推計



就学前児童の養育状況の推移

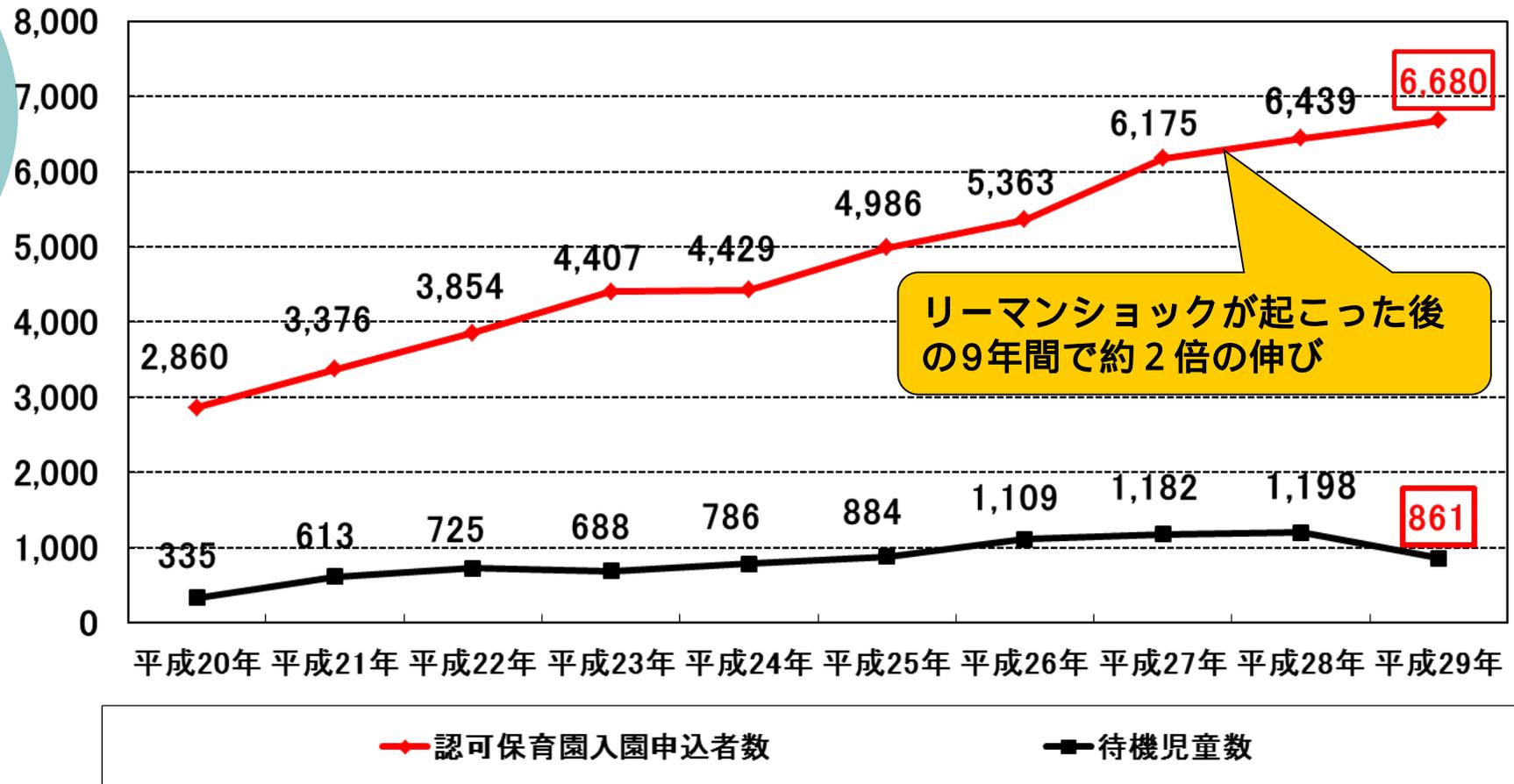


8年間で約10%（約6,000人）の状況の変化
 今後、保育施設の利用者は、就学前児童数の4割を超ることを想定しています。

在宅子育て世帯の割合の減少
 0～2歳児の保育需要の増大

各年4月1日現在

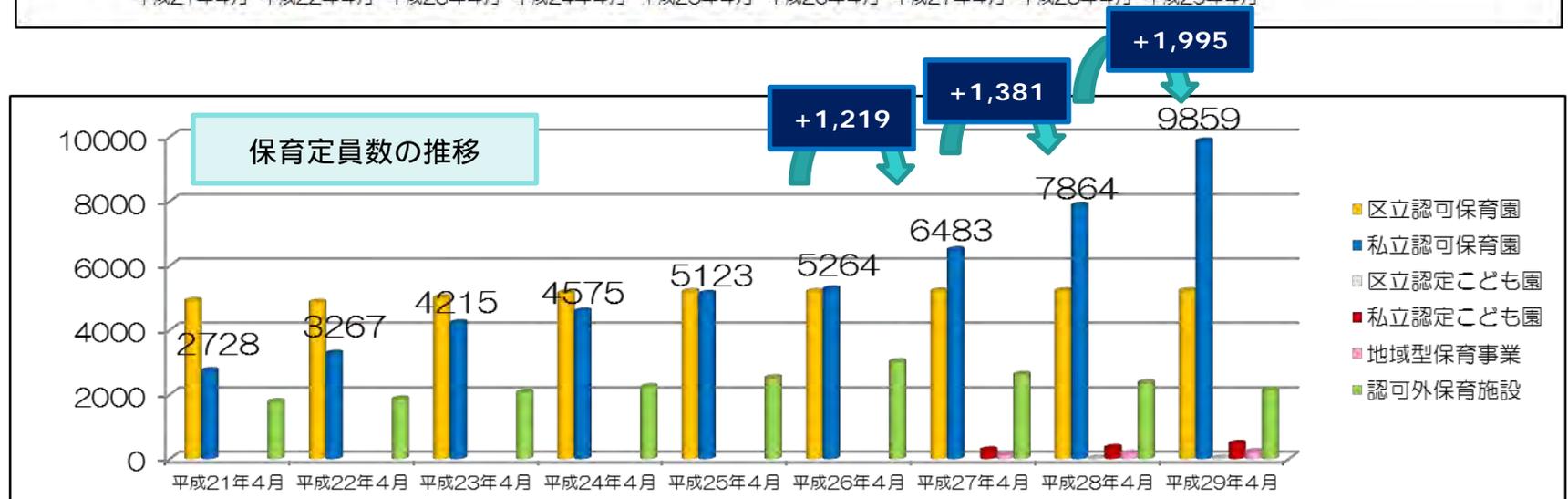
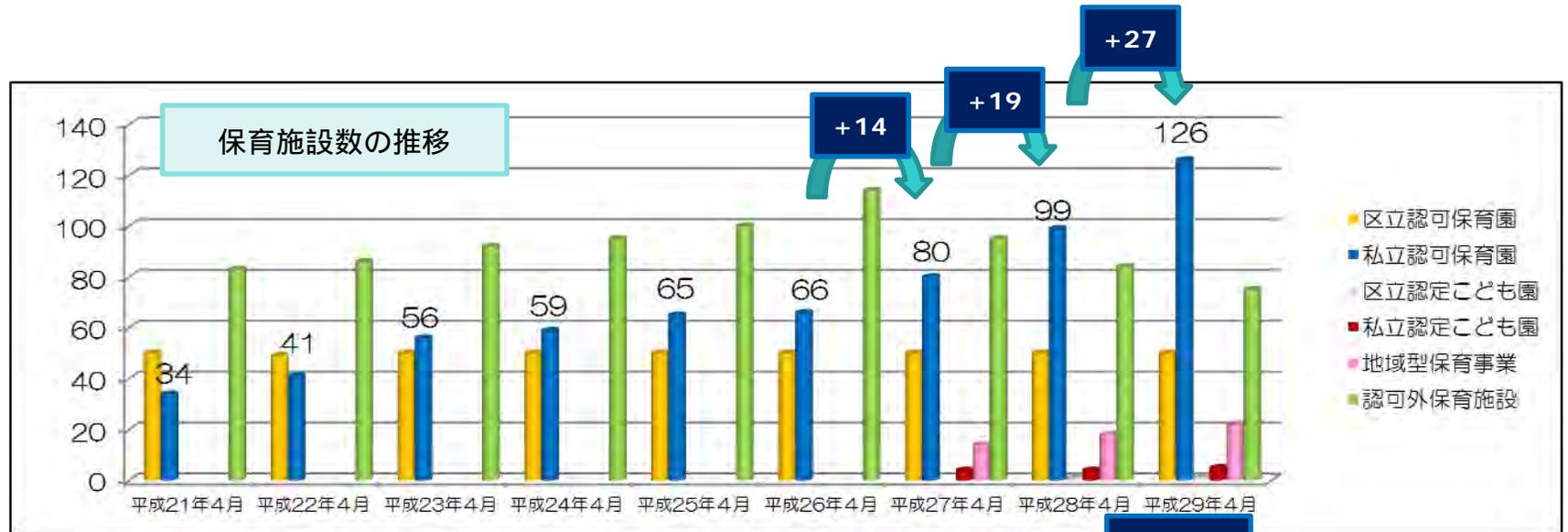
認可保育施設入園申込者数と待機児童数の推移



保育待機児童数の内訳

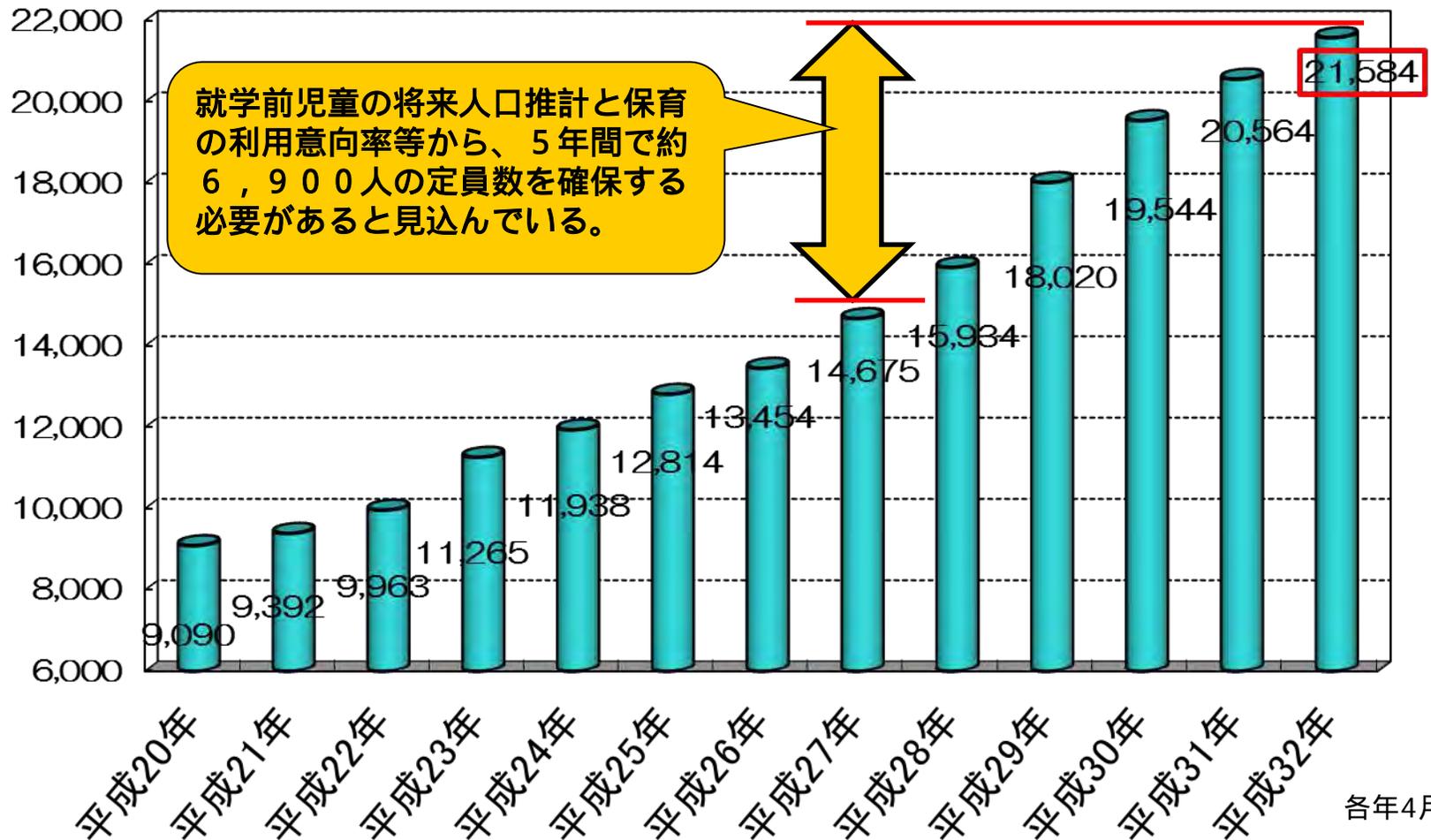
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成29年4月	299 (34.7%)	516 (59.9%)	46 (5.4%)	-	-	-	861
平成28年4月	460 (38.4%)	583 (48.7%)	151 (12.6%)	4 (0.3%)	-	-	1,198
平成27年4月	434 (36.7%)	537 (45.4%)	156 (13.2%)	53 (4.5%)	2 (0.2%)	-	1,182

これまでの保育施設整備の実績



認定こども園は、2・3号認定枠のみの定員数を計上しています。
 グラフ上に表示している数字は、私立認可保育園の整備数のみを記載しています。

保育施設定員数の推移と整備計画(平成28年度修正)



平成28年までは実績値で、平成29年以降の値は、見直しを行った子ども・子育て支援事業計画調整計画より抜粋。



保育所整備の手法について

保育運営事業者「誘致」型 整備

公有地（区有地・国有地）

区有地を活用、または区が国から土地を借り上げて、事業者の公募を実施し、選定事業者へ転貸（20年間）

民有地

区が民有地を借り上げ、事業者の公募を実施し、選定事業者へ転貸（原則として23年間）

公有地（都営地）

都が事業者の公募を実施し、選定事業者に賃貸（原則として50年間）

民有地活用による運営事業者「提案」型 整備

区で保育所整備候補物件の情報収集

保育施設整備候補物件の情報提供を希望する事業者登録

保育運営事業者と地権者とのマッチング

区への保育施設整備・運営に関する事業提案

学識経験者等を含む委員会組織による審査

提案採択後に、設計・近隣住民に対する説明・園舎建築等の具体的な保育施設整備へ

不動産専門調査員の配置

平成25年12月より、不動産取引等に精通した不動産調査専門員を任用し、民有地におけるマッチング事業の周知や、土地・建物の情報収集を積極的に行うなど、民有地における保育所の整備促進を図っている。

< 民有地を活用した実績（平成29年9月13日現在） >

相談件数・・・・・・・・・・959件
・開園した件数・・・・・・・・51件
・開園に向け準備中・・・・19件
うち区借り上げ件数・・・・1件

【不動産物件の提供にご協力いただいている団体等】
不動産協会・各不動産屋
税理士会
農業協同組合
信用金庫(銀行)
各建設業者
各ハウスメーカー

不動産情報を収集するためのチラシ・ポスター

土地・建物のオーナー様 世田谷区

保育園にお貸しください!

一 世田谷区は保育園ができる土地・建物を募集しています

ご応募いただいた土地や建物は、世田谷区が民間事業者への転貸を前提に直接借り上げる、または物件情報を民間事業者へ紹介するなどにより、私立保育園の整備につなげていきます。

地域社会への貢献、資産活用の一環として、お持ちの土地や建物を保育園の誘致を是非、ご検討ください。

	必要面積	買貸方式
0-5歳児を預かる保育園	土地 330㎡(100坪)～1,000㎡(300坪)程度 建物(保育所使用部分) 360㎡(110坪)～860㎡(260坪)程度	買付 土地・建物オーナー 買貸契約等 賃借料補助 買付保証
0-2歳児を預かる小規模な保育園	土地 130㎡(40坪)～300㎡(90坪)程度 建物(保育所使用部分) 120㎡(35坪)～300㎡(90坪)程度 ※1フロアあたり80㎡	買付 土地・建物オーナー 買貸契約等 賃借料補助 買付保証

まずは、お気軽にご相談ください TEL 03-5432-2527
世田谷区 子ども・子育て支援 保育計画 推進推進課 庶務係 庶務課 2階 2号室 (世田谷区世田谷4-21-27) FAX 03-5432-3018

保育園として活用した場合のメリット

- 行政からの財政支援を受ける福祉事業であるため、長期安定的な事業となります。
- 固定資産税や都市計画税の減免が受けられる場合があります。

募集対象となる土地や建物の主な要件

	必要面積	貸付期間
0-5歳児を預かる保育園	土地 330㎡(100坪)～1,000㎡(300坪)程度 建物(保育所使用部分) 360㎡(110坪)～860㎡(260坪)程度	20年以上
0-2歳児を預かる小規模な保育園	土地 130㎡(40坪)～300㎡(90坪)程度 建物(保育所使用部分) 120㎡(35坪)～300㎡(90坪)程度 ※1フロアあたり80㎡	10年以上

二方向に賃貸できるなどの安全が確保できること
既存建物を活用する場合は、原則として、検査済書が発行されていること
※増築部分がない建物である場合がありますので、ご確認ください。

上記のほかにも要件がありますので、詳細は募集要項をご確認いただくか、担当所管までお問い合わせください。

本事業の流れ

(建設や保育園の基準等に関する適合性が全て確認できた場合の流れです)

1. 保育園整備のための土地・建物募集
2. 応募物件に関する審査
3. ニーズ調査の上、区が取り次ぎする
4. 物件所有者と区又は保育園事業者間で買貸借等に関する条件面での交渉
5. 物件所有者と区又は保育園事業者間で買貸借等に関する条件面での交渉
6. 保育園事業者が保育計画を公表
7. 区が保育計画を公表
8. 保育園事業者が保育計画を公表
9. 保育園事業者が保育計画を公表
10. 保育園の整備・運営を行う事業者として決定
11. 買付契約等の締結後、詳細設計等へ

①原則として、賃借意向や賃料等の契約条件は、物件所有者と区又は保育園事業者間で、決まることとなります。
②保育園事業者の意向が区において認められない場合がございしますので、考慮ご了承ください。
③土地や建物の誘致に要した一切の経費については、世田谷区は負担いたしません。

地域に密着した社会貢献・子育て支援にご協力ください。 世田谷区

土地・建物 ▶ 保育園

のオーナー様 には有効活用しませんか?

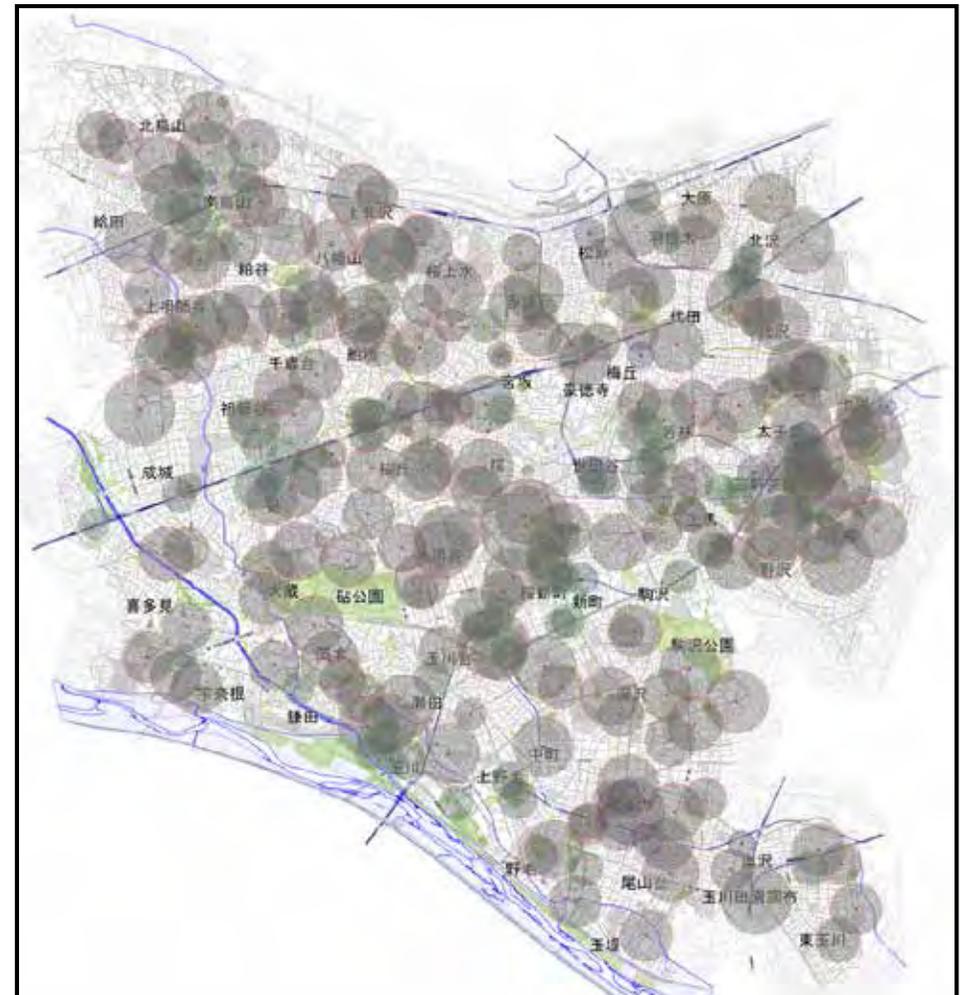
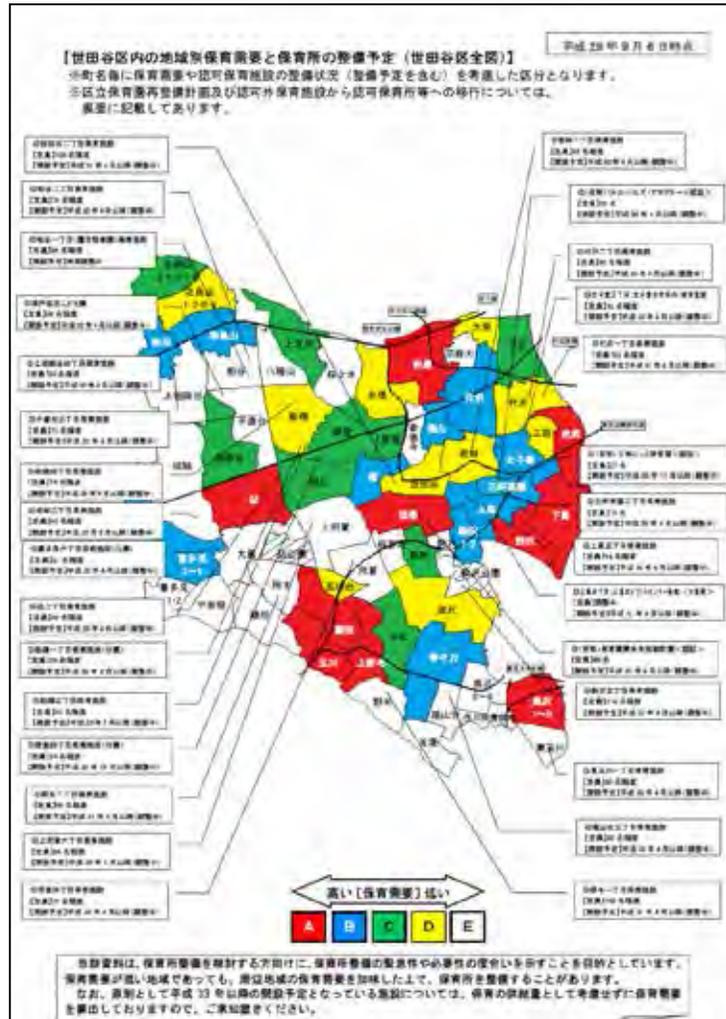
出版社の事務室の一部 ▶ 保育園
【羽根木のぞみ保育園】
建物オーナーと園長さん

駐車場 ▶ 保育園 【駒沢こども保育園】
空きテナント ▶ 保育園 【駒沢どんぐり保育園】

	必要面積	買貸方式
0-5歳児を預かる保育園	土地 330㎡(100坪)～1,000㎡(300坪)程度 建物(保育所使用部分) 360㎡(110坪)～860㎡(260坪)程度	買付 土地・建物オーナー 買貸契約等 賃借料補助 買付保証
0-2歳児を預かる小規模な保育園	土地 130㎡(40坪)～300㎡(90坪)程度 建物(保育所使用部分) 120㎡(35坪)～300㎡(90坪)程度 ※1フロアあたり80㎡	買付 土地・建物オーナー 買貸契約等 賃借料補助 買付保証

まずは、お気軽にご相談ください TEL 03-5432-2527
世田谷区 子ども・子育て支援 保育計画 推進推進課 庶務係 庶務課 2階 2号室 (世田谷区世田谷4-21-27) FAX 03-5432-3018

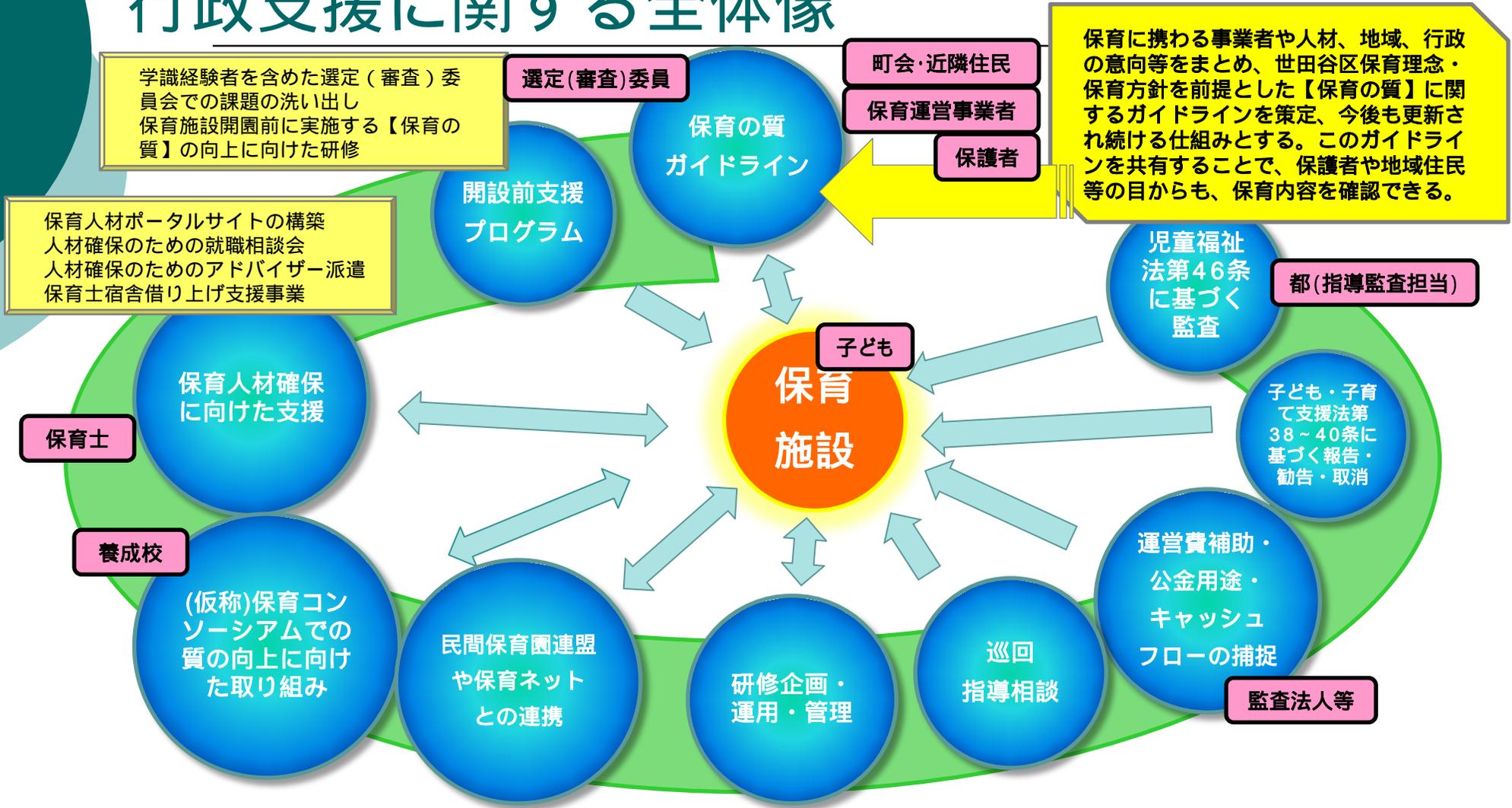
保育需要の可視化と整備偏在の解消





世田谷区の【保育の質】を維持・ 向上させていくための取り組み

【保育の質】の向上を見据えた行政支援に関する全体像



保育に携わる事業者や人材、地域、行政の意向等をまとめ、世田谷区保育理念・保育方針を前提とした【保育の質】に関するガイドラインを策定、今後も更新され続ける仕組みとする。このガイドラインを共有することで、保護者や地域住民等の目からも、保育内容を確認できる。

《参考》 保育の質のガイドライン(抜粋)

子どもの権利

「子どもが何を求めているか」を知ろうとしている。

職員は、一人ひとりの子どもの行動や欲求に、わかりやすい言葉で穏やかに個々の子どもに語りかけ、応答的に関わっている。

一人ひとりの子どもの生活習慣や文化などの違いを知り、それを認めあう心を育てよう努めている。

人材

子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことができ、積極的に保育に従事している。

乳幼児の発達過程を理解し、子ども一人ひとりの成長・発達に合わせ見通しを持った援助ができる。

保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び、子どもの発達を支援している。

保育環境

子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本が、子どもの手の届く場所に適切な量で用意され、子どもが自由に遊び、主体的に遊びを展開できるように配慮されている。

子どもたちが遊びこむことができる時間と空間への配慮、自由な遊びコーナー等、子どもの自主性、自発性を尊重するとともに、子ども同士のかかわり遊びが豊かに行われるように工夫されている。

保育内容（生活と遊びの中の教育）

子どもの好奇心、探究心、思考力などが育つよう、子どもが自ら興味を持って遊ぶことのできる保育を行っている。

子ども一人ひとりの置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安定感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し、行動できるよう援助している。



《参考》 なるほど!せたがやのほいく



《参考》 開設前支援プログラムの様子



《参考》 保育人材の確保に向けた支援 (せたがや Hoiku Work)



保育園で働くことを考えている方々に、世田谷区内の保育施設に就職していただくための人材確保支援の一環として、平成27年10月から地方自治体として初の取り組みとなる、保育人材の求人情報に関するポータルサイトを公開しました。

求人情報だけでなく、区の保育理念・保育方針・保育の質ガイドラインや、世田谷区内で働くこと及び世田谷区内で暮らすことのメリットなども紹介しています。世田谷区内にどういった保育施設があるかの参考ツールとしても活用できるサイトです。

また、保育人材確保事業として、ハローワークや東京都福祉人材センターとの共催による就職相談会の実施やマイナビ主催の転職フェアに世田谷ブースを確保して出展を行うなどの取り組みも行っています。

<http://setagaya-hoiku.jp/>

《参考》保育人材の確保に向けた支援 (宿舎借り上げ支援)

**宿舎借り上げ支援制度あり!!
世田谷に住みませんか?**

職場からそこそこ近いところに住みたいけど、世田谷じゃ家賃高くて住めないよね? 2000/4

世田谷の保育園だと、宿舎としてアパート借り上げてくれるところもあるらしいよ!! 2001/2

エッ! (◎_◎) マジで!? 2011/3

でも、家賃を天引きされるだけじゃないの? (´_`;) 2011/3

何やら区役所から保育園に補助が出るらしくて、今なら82,000円までの家賃は保育園が払ってくれるみたいだよv (´_`v)♪ 2011/5

世田谷区では、保育士の宿舎を借り上げる支援を行っています。

最大 71,750円 補助あり

世田谷区 → 保育士 支援 → 保育園 → 借り上げ → アパート など

世田谷区内の全ての保育園が宿舎を借り上げているわけではありません。また、世帯や条件は保育園によって異なります。詳細は、本事業に関する資料等に書いてありますので、必ず、各園長事務室にご確認ください。

世田谷区 子育て・就業部 子育て課

保育士不足の大きな要因の一つに、賃金を含めた雇用条件が挙げられています。特に、朝番・遅番などのローテーション勤務が前提となる保育士からすると、一定程度の職住接近が求められるため、家賃相場が比較的高い設定となる世田谷区内に住まいを確保するのは、非常に困難です。

そこで、世田谷区は、保育運営事業者が保育士の住居を確保するために、民間アパート等を宿舎として借り上げることに對して、最大で71,750円の補助を行っています。

各保育運営事業者により、保育士負担額等の制度が違います。

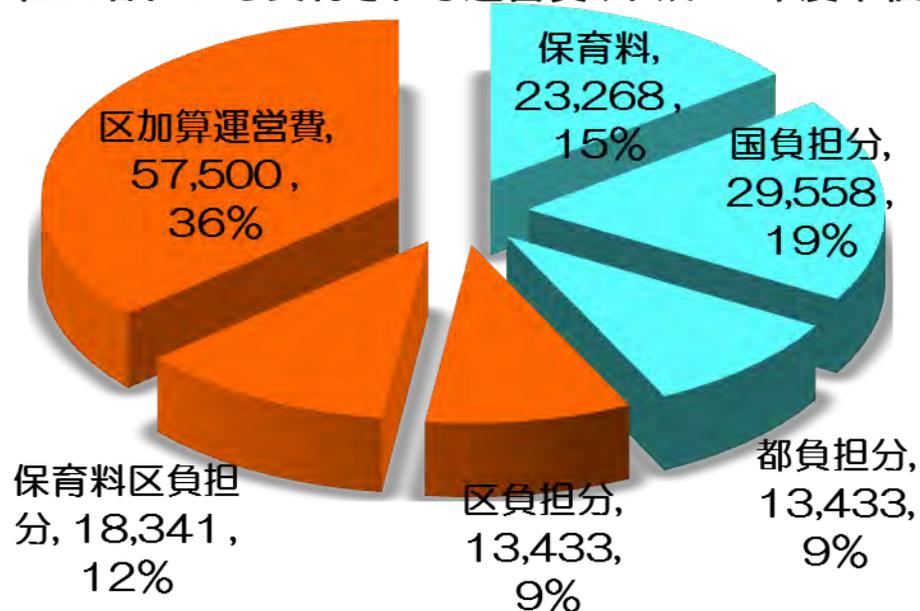
《参考》 認可保育所の運営費

(運営費試算条件)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	9名	12名	14名	15名	15名	15名	80名

基礎分6%、賃金改善要件分3% / 2時間延長保育

世田谷区から交付される運営費(平成28年度単価)



- ・世田谷区土地・建物賃借料補助
- ・東京都サービス推進費 など



世田谷区として、平成29年度に
決定した新たな整備手法等

保育施設用地確保策と施設整備種別の拡大

保育園整備のための空き家の除却費用補助制度

低年齢児に特化した保育施設の増設を目的として、保育事業者と事業用定期借地契約を締結する事を前提に、建築から一定期間を経過した空き家を除却する費用を補助する。

0～2歳児のみを預かる認可保育園本園の整備

3歳児以降の待機児童がほぼ解消したことにより、幼児の受け皿が確保できる地域が出てきていることを踏まえ、これまで認可保育園本園の場合は、就学前までの年齢までを保育する施設規模しか整備してこなかったが、条件が整う場合に限って、0～2歳児のみを預かる認可保育園本園を整備する。



効果的な待機児童解消に向けた 世田谷区からの提案

【提案】不承諾通知を根拠とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続きの廃止

《現状》

保護者の中には、制度が整えば保育施設への申込みをせずに、1歳を超えて育児休業を取得したいと考えている方がいる。

保育施設に申込みをするものの、1園のみの申込みであったり、入園内定をしても自己都合により、内定を辞退するケースが増えている。

保育施設への入園の申込みを行いながら、育児休業が1歳を超えた段階で育児休業給付金の支給期間の延長手続きを行う可能性のある保護者が、世田谷区内で、年間800名程度見込まれる。その中で、育児休業給付金の延長手続きのために、世田谷区から発行される「不承諾通知」を取得することを目的として、保育施設への入園手続きを行っている可能性が高いと思われる保護者が、最大で190名程度想定される。



《提案》

保育施設に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続きを廃止し、保育施設への申込みの有無に関わらず、育児休業給付金を最長2年間支給すること。

《期待される効果》

手続きの簡素化による保護者・企業・自治体・職業安定所の負担軽減
基礎となる保育施設入園申込者数の減による待機児童数の減

【提案】速やかな企業主導型保育事業の設置に関する情報共有

《現状》

企業主導型保育事業は、地方自治体の関与なく、機動的に保育施設が整備ができるものとして、内閣府を中心に制度設計が進んだものであり、地方自治体が把握している保育需要を前提とする保育施設整備計画の管理下でない。

最近では、企業主導型保育事業の整備を推し進めるコンサルティング業者もあり、地域の待機児童を抱える保護者の依頼に基づいて、就業先と交渉をして、地域枠ではなく、事業所内保育所の位置づけで入園しているケースも多いと聞く。

内閣府からの地方自治体に対する連絡は企業主導型保育事業の設置が決定した後であり、そうした動きを知らされていない地方自治体は、別の民間物件による保育施設整備計画を検討しているケースがある。



《提案》

企業主導型保育事業の設置に関して、保育運営事業者等から相談、設置申請等の動きについて、当該計画地が所在する地方自治体に対して、いち早く情報提供を行うこと。

《期待される効果》

地方自治体が進めている保育施設整備の計画とのバッティングを避け、運営開始後に双方の施設の定員が充足しないなどの事態が生じないようにすることで、効率的・効果的な待機児童解消策となる。

【提案】 迅速な施設整備を進めるための補助制度の改善

《現状》

賃貸物件を活用した保育施設整備は、創設型の整備に比べ、短期間で改修が終わるため、スピーディーに開園することが可能となるが、一方で、施設整備を行う物件が出るタイミングは、必ずしも4月開園に向けたものではないため、賃借する交渉の時期を逸してしまうことも多い。

都における認可手続き（児童福祉審議会を含む）が、以前に比べ、非常に時間がかかる設定となっており、都から建物竣工の時期も開園の概ね2ヶ月前と指示されている。



《提案》

保育対策総合支援事業費補助金における「賃貸物件による保育所改修費等支援事業」を活用した場合のうち、年度をまたぐ整備となっても、補助制度の対象と認めること。

《期待される効果》

施設整備をより柔軟で、機動的に進めることによって、迅速な待機児童解消策となる。